

平成26年第3回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成26年9月2日 (火)			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 ( 開 議 )	9月2日 午前9時00分宣告 (第1日)			
応 招 議 員	1番	松 本 正 美	2番	戸 谷 裕 治
	3番	水 野 智 見	4番	安 藤 洋 一
	5番	山 田 新 太 郎	6番	伊 藤 俊 一
	7番	中 村 英 子	8番	黒 川 勝 好
	9番	菊 地 久	10番	佐 藤 茂
	11番	奥 田 信 宏	12番	吉 田 正 昭
	13番	高 阪 康 彦	14番	大 原 龍 彦
不 応 招 議 員				

地方自治法第 121条の規 定により説明 のため出席し た者の職氏名	常特別勤職	町長	横江 淳一	副町長	河瀬 広幸
	政推進策室	室長	服部 康彦	政策推進課長	黒川 静一
	総務部	部長	加藤 恒弘	次長兼 総務課長	江上 文啓
		次長兼 心安課長	岡村 智彦		
	民生部	部長	佐藤 一夫	次子長兼 推進課長	鈴木 利彦
		次長兼 住民課長	伊藤 満	健康推進課長	大橋 幸一
		高齢介護課長	橋本 浩之	環境課長	江場 満
		保険医療課長	伊藤 光彦		
	産建設業部	部長	上田 実	次長兼 ちづく 推進課長	志治 正弘
		土木農政課長	伊藤 保彦		
	会計管理室	会計管理 者兼会計 管理室長	山本 章人		
	上下水道部	次長兼 下水道課長	加藤 和己	水道課長	佐藤 正樹
	消防本部	消防長	奥村 光司		
	教育委員 会事務局	教育長	石垣 武雄	次長兼 教育課長	川合 保
		生涯学習課長	伊藤 保光		
委員 及び委員	監査委員	平野 正雄			

本会議に職務のため出席した者の職氏名	議事 会局	局 長	松岡 英雄	書 記	飯田 和泉
議 事 日 程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)				
会 議 録 署 名 議 員	議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。 (会議規則第127条)				
	9 番	菊 地 久	1 1 番	奥 田 信 宏	

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 蟹江町議会議員派遣について
- 日程第4 同意第3号 蟹江町教育委員会委員の任命について
- 日程第5 議案第45号 表彰について
- 日程第6 議案第46号 蟹江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第7 議案第47号 蟹江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第8 議案第48号 蟹江町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第9 議案第49号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第50号 蟹江町母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第51号 蟹江町障害者医療費支給条例等の一部改正について
- 日程第12 議案第52号 字の区域の設定について
- 日程第13 議案第53号 平成26年度蟹江町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第54号 平成26年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第55号 平成26年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第56号 平成26年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第57号 平成26年度蟹江町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第58号 平成26年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 認定第1号 平成25年度蟹江町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第20 認定第2号 平成25年度蟹江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第21 認定第3号 平成25年度蟹江町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第22 認定第4号 平成25年度蟹江町介護保険管理特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第23 認定第5号 平成25年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第24 認定第6号 平成25年度蟹江町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

- 日程第25 認定第7号 平成25年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算  
認定について
- 日程第26 認定第8号 平成25年度蟹江町水道事業会計利益の処分及び決算認定について
- 追加日程第27 同意第3号 蟹江町教育委員会委員の任命について

○議長 吉田正昭君

皆さん、おはようございます。

平成26年第3回蟹江町議会定例会を開催いたしましたところ、定刻までにご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

ここで、加藤総務部長より、入院のお礼がしたい旨の申し出がありましたので、これを許可いたします。

○総務部長 加藤恒弘君

皆さん、おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、貴重なお時間をいただき、一言お礼を申し上げます。

過日、脊柱管狭窄症のため手術入院をいたしました。その折には、議会から見舞いのお心遣いをいただきました。また、温かい励ましのお言葉を賜り、心よりお礼申し上げます。

おかげさまで8月中旬に復帰いたしまして、ただいま職務につかせていただいております。今後は、健康に留意いたしまして、一生懸命職務精励いたす覚悟でございますので、どうぞ今後ともよろしくご指導、ご鞭撻のほどをお願い申し上げます。本当にありがとうございました。

○議長 吉田正昭君

皆さんのお手元に議会運営委員会報告書が配付されております。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、これにより平成26年第3回蟹江町議会定例会を開会いたします。

直ちに本会議を開きます。

参与者には町長、副町長、教育長、監査委員、部長、次長、関係課長の出席を求め、書記には飯田和泉さんを指名します。

ここで、去る8月28日に開催されました議会運営委員会の協議結果の報告を求めます。

議会運営委員長、奥田信宏君、ご登壇ください。

(11番議員登壇)

○議会運営委員長 奥田信宏君

それでは、去る8月28日の木曜日午前9時から開催をいたしました議会運営委員会の協議結果の報告を申し上げます。

1番目、会期の決定についてでございます。

本定例会の会期は、本日9月2日火曜日から9月25日木曜日までの24日間といたします。

2番目、議事日程についてでございます。

まず、本日2日、初日でございます。議案上程、付託・精読の後、1件の人事案件を審議・採決し、その後に全員協議会を行います。

3日水曜日でございますが、2日に終了または開催できなかった場合、引き続き行います。

5日金曜日の午前9時から総務民生常任委員会を行います。付託事件といたしまして、議案第45号から議案第52号までの審査をお願いをいたします。午後2時30分から——午後2時30分になっております、防災建設常任委員会の所管事務調査を行います。鍋蓋排水機場の非常階段、JR八ヶ島、蟹江川、東郊線の各踏切、今地区の排水ポンプ、蟹江今駅北土地区画整理事業地内のはつらつ公園、なかよし公園の視察調査を行います。

なお、総務民生常任委員会委員の視察も構いませんので、ご希望される方は時間までにお集まりをください。

11日木曜日、一般質問を行います。一般質問が終わりましたら、議会運営委員会、議会広報編集委員会の順で行います。

12日金曜日は、11日に終了または開催できなかった場合に引き続き行います。

19日金曜日は決算審査を行います。

22日月曜日は、19日に終了または開催できなかった場合に引き続き行います。

25日木曜日は最終日でございます。委員長報告の後、議案審議・採決をし、閉会となります。

以上が9月定例会の議事日程でございますので、よろしくをお願いをいたします。

3番目、人事案件についてでございます。

同意第3号「蟹江町教育委員会委員の任命について」の1件については、本日追加日程により審議・採決をいたします。

4番目、決算審査についてでございます。

(ア) 一般会計の歳入歳出に対する総括及び歳入の質疑は、1人3回までといたします。

(イ) 歳出につきましては、款ごとに1人3回までといたします。

(ウ) 特別会計、水道事業会計につきましては、会計ごとに1人3回までといたします。

5番目、行政報告についてでございます。

1つ目、マリオン市からの派遣団におけるお礼と活動状況報告。2つ目、臨時福祉給付金、子育て世帯臨時特例給付金、子育て支援減税手当の給付状況。3つ目、町営足湯の再開について。

以上の3件については、本日冒頭に副町長より報告を行います。

6番目、意見書等についてであります。

6月定例会以降に提出されております(1)から……

(発言する声あり)

暫時休憩します。ちょっとお待ちください。すみません、どこまで読んだかちょっとわかりませんようになりましたので、どうも番号が配付をしてありましたものと違ったみたいですので、途中からもう一遍、休憩を閉じてやらさせていただきます。

○議長 吉田正昭君

はい、どうぞ。お願いします。

○議会運営委員長 奥田信宏君

それじゃ、報告、再開させていただきます。

どうも1番ずれておったようで、ちょっと私、これ、5番の決算審査から入ります。

5番目、決算審査についてでございます。

(ア) 一般会計の歳入歳出に対する総括及び歳入の質疑は、1人3回までといたします。

(イ) 歳出につきましては、款ごとに1人3回までといたします。

(ウ) 特別会計……

(「イ、ウなんて書いてないよ」の声あり)

これは私どもの……

(「2、3だよ」の声あり)

ア、イ、ウは1、2、3と読みかえてください。

3、特別会計、水道事業会計につきましては、会計ごとに1人3回までといたします。

6番目、行政報告についてでございます。

マリオン市からの派遣団におけるお礼と活動状況報告。臨時福祉給付金、子育て世帯臨時特例給付金、子育て支援減税手当の給付状況。町営足湯の再開について。

以上の3件については、本日冒頭に副町長より報告をいたします。

7番目、意見書等についてであります。

6月定例会以降に提出されております(1)から(4)の意見書の取り扱いにつきましては、一般質問終了後、本委員会を開催し、協議することとなっております。

(1)から(4)は、お目通しをいただきますようお願いをいたします。

8番目、議事日程についてであります。

議事日程については、別紙のとおりであります。

最後、9番目、その他についてであります。

(1) 学区編成会議についてであります。

9月25日木曜日、最終日、本会議終了後に開催し、8月に開催された教育委員会と9月に開催予定の教育委員会の考え方について、教育長より報告を行います。

(2) 議会役員の任期についてであります。

申し合わせにより、1年任期となっております正副議長、各常任委員等の任期について、一度検討することといたしました。

(3) その他についてであります。

議会運営委員会の委員の構成について、会派に属さない議員の選出方法等を一度検討することといたしました。

なお、議会役員の任期と議会運営委員会委員の構成については、12月議会に議員総会を開



催し、協議をしたいと思います。

以上、報告にかえさせていただきます。

不慣れな委員長報告をさせていただきました。失礼をしまして、これで終わらせていただきます。

(11番議員降壇)

○議長 吉田正昭君

どうもありがとうございました。

ここで、行政報告の申し出がありましたので、許可いたします。

○副町長 河瀬広幸君

それでは、議長に許可をいただきましたので、6月議会閉会后、この9月議会までに3点ほど皆さんにご報告申し上げる点がございますので、お時間を頂戴いたしまして、ただいまからご報告を申し上げます。

まず、1点目は、マリオン市の派遣団の活動状況についてでございます。

7月12日土曜日に、蟹江町と姉妹都市提携を結んでいますアメリカ合衆国のマリオン市から初めて蟹江町へ使節団が来町されましたので、その活動状況についてご報告を申し上げるものでございます。

使節団は、マリオン市の関係者など引率者が4人、生徒が4人、いずれもこの生徒の年齢は14歳、15歳でございました。合計8人で使節団としてやってまいりました。滞在期間は7月12日土曜日から18日金曜日までの7日間の滞在で、特に議員の皆様にはお忙しい中、7月13日日曜日のウェルカムパーティーを始め、使節団の皆さんを心から歓待していただきまして、まことにありがとうございます。この場をおかりしまして厚く御礼を申し上げます。

生徒の皆さんは、主にホストファミリーとの交流を中心に日本の生活に触れるとともに、図書館見学や蟹江中学校での学校体験をされたところであります。引率者の皆さんは、町の公共施設を初め町内の名所や産業などを見学していただき、蟹江町の一端を知っていただくとともに、日本の文化にも触れていただくことができたと思っておるところでございます。

そして、7月18日金曜日には全日程を終了いたしまして、午後1時25分のデルタ航空にてセントレア空港を離陸、帰国の途につかれ、無事にマリオン市に着かれたとのことであります。

なお、来年3月には蟹江町の中学生をマリオン市に派遣する予定でありますことをご報告させていただくとともに、派遣団の来町期間中のご厚意に対し改めてお礼を申し上げて、報告とさせていただきます。ありがとうございました。

2点目でございます。臨時福祉給付金、子育て世帯臨時特例給付金及び子育て支援減税手当の支給についてでございます。

これにつきましては、6月の議会の初日にこれらの給付金、手当の支給について、行政報

告をさせていただきましたが、その後の申請や支給状況等について、現段階での状況を報告したいと思っています。

7月14日月曜日から庁舎内2階に専用申請窓口を設置しまして、申請受け付けを行っているところでございます。また、郵送による受け付けも行っています。

受け付け開始直後の申請件数は大変多くございました。その関係上、第1回目の支給決定通知を8月25日月曜日に発送いたしまして、8月27日水曜日には指定口座のほうに振り込みの手続を完了いたしました。これにつきましては、7月14日月曜日から8月13日水曜日までの1カ月間の申請受け付け分を対象にしております。対象となった支給決定件数は、臨時福祉給付金が2,004件、子育て世帯臨時福祉給付金及び子育て世帯支援減税手当が2,247件となっています。

また、申請書発送件数に対する申請件数の割合でございますが、臨時福祉給付金が約63.1%、子育て世帯臨時福祉給付金及び子育て世帯支援減税手当が約75%という結果になっております。8月14日以降の申請受け付けにつきましては、1カ月を経過しピークを過ぎたこともあって申請件数は減ってきておりますが、審査、支給・不支給決定、給付金の振り込み等の事務を順次進めてまいりたいと思っています。

なお、10月14日火曜日、この日をもって申請受け付け終了といたしますが、申請忘れ等がないよう広報「かにえ」やホームページでお知らせしてまいりたいと考えていますので、よろしく願いをいたします。

次に、3点目でございます。町営足湯の再開でございます。

いろいろご心配をかけました町営足湯の件でございますが、ご承知のとおり、尾張温泉リハビリかにえ病院の建設工事が完了いたしました。来る9月20日、21日に内覧会が行われることをお聞きしております。蟹江足湯の郷も尾張温泉リハビリ病院の内覧会に合わせて9月21日日曜日より再開させていただきますので、住民の皆様にもご利用いただければよろしいかと思っております。

なお、9月12日には全町内会回覧を通じてチラシをお配りし、9月21日より足湯が再開されることを周知していきたいと思っていますので、住民の皆様からお問い合わせがありましたら、そのようにお答えいただけるとありがたいと思います。

以上でございます。

○議長 吉田正昭君

これで行政報告を終わります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○議長 吉田正昭君

日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、9番菊地久君、11番奥田

信宏君を指名いたします。

○議長 吉田正昭君

日程第2 「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日より9月25日までの24日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、会期は24日間と決定いたしました。

○議長 吉田正昭君

日程第3 「蟹江町議会議員派遣について」を議題といたします。

配付の文書のとおり、平成26年10月30日、名古屋市で開催の「愛知県町村議会議長会第66回定期総会」に被表彰者、松本副議長を派遣することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、配付の文書のとおり派遣することに決定いたしました。

○議長 吉田正昭君

日程第4 同意第3号「蟹江町教育委員会委員の任命について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○教育部次長兼教育課長 川合 保君

提案説明した。

○町長 横江淳一君

議長のお許しをいただきましたので、私からも一言推薦の弁をさせていただきたいと思っております。

ただいま説明をさせていただきました現教育長、石垣武雄さんにつきましては、今ここで改めて説明するまでもなく、大変教育行政に対して熱心でございます。平成19年4月の就任以来、特に学校教育だけではなくてですね、行政のほうにもいろいろお力添えいただき、須成まつりの国の重要無形民俗文化財の指定に至るまでのいろんな過程等々につきましては、大変お力添えをいただいているわけでありまして。今後とも続けてお力添えを賜りたいと、このように考えてございます。

特に、議員各位にもご承知おきをいただいとしたいと思いますけれども、新たな教育委員会制度、これはことしの6月13日でありまして、新しい法律ができました。来年の4月に施行でありますけれども、首長、我々市町村長と教育長との権限を同じく明確にいたしまして、先般大変愚劣な事件が起きたいじめ等々の問題に対処するための新しい制度、総合教育委員会

制度ということも会議をこれからもつくっていかねばいけないという、大変重要な時期でございます。ぜひとも、皆様方にご協力を願って、もっともふさわしい教育委員というふうに考えてございますので、何とぞよろしくお願い申し上げ、推薦の弁とさせていただきます。どうぞ、よろしく願いいたします。

○議長 吉田正昭君

ここで、石垣教育長の除斥を求めます。

(教育長退席)

提案理由の説明が終わったので、質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております同意第3号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、同意第3号は精読とされました。

ここで石垣教育長の除斥を解きます。

(教育長入場)

○議長 吉田正昭君

日程第5 議案第45号「表彰について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 加藤恒弘君

提案説明した。

○議長 吉田正昭君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

○5番 山田新太郎君

土地の件ですけどね、大字蟹江新田字金野ってあるんですけども、これどのあたりなんですかね、場所をちょっと教えていただきたいんですが。

○総務部次長兼総務課長 江上文啓君

今、山田議員からご質問のありました寄附の土地の場所でございますが、ちょっと本当は地図をお見せすると一番いいんでしょうけれども、簡単に説明をさせていただきます。

夜寒橋という橋はご存じでしょうか。本町分と新蟹江を結ぶところですけども、西尾張中央道から前波のほうへ向かっているところに蟹江川にかかっている夜寒橋という橋があるわけですけども、その橋から南にかけて蟹江川の池沼を今申し上げました……

(「佐屋川」の声あり)

ごめんなさい、失礼しました、佐屋川ですね、佐屋川の池沼を2,842平方メートルを寄附

していただいたものでございます。

○5番 山田新太郎君

そうすると、桜並木あるところ、要するに蟹江プロパンのゴルフ場のちょっと手前ぐらいまで……。

○総務部次長兼総務課長 江上文啓君

今、おっしゃったとおりにですね……

(「地図を今度つけて委員会へ出せ……」の声あり)

はい。

(「地図をつけて出すの、資料として」の声あり)

はい、わかりました。じゃ、委員会のほうで地図を提出させていただくということによろしいでしょうか。

(「はい」「委員会付託なんだから……」の声あり)

はい、よろしく願いいたします。

○議長 吉田正昭君

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第45号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第45号は総務民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 吉田正昭君

日程第6 議案第46号「蟹江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 佐藤一夫君

提案説明した。

○議長 吉田正昭君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第46号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第46号は総務民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 吉田正昭君

日程第7 議案第47号「蟹江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 佐藤一夫君

提案説明した。

○議長 吉田正昭君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

○9番 菊地 久君

委員会付託でございますけれども、その前に現状はどうなっておるのか、この提案に当たっては子育ての支援を本当にしやすいようにしたらどうか。日本全国では人口減、子供が生まれにくい、産めない、それを何とか生まれたお子さん方を大事にして育てやすい環境をつくらうということで法律ができたわけでありましてけれども、特にこの法律によって、一番日常の家庭をよく知っている、一番身近な市町村が中心となって、今までの大きな問題点があったら、それをどう解消しようかということが大事なことであるわけですが、そこでこれほど立派な法律ができて条例を提案されておりますけれども、では担当者というか町行政は、現状をどのように認識をしておられるのかな。

例えば、資料としてぜひ出していただきたいと思っておりますことは、よく言われておりますことは、ゼロ歳児が待機児童という形でなかなか受けてもらえない。そして、受けたとしても、その母親が求めている保育所ではない。例えば、本町におったら本町のところへ、学戸におったら学戸のところへ預かってもらいたいという希望があっても定員が満杯だから、それだめだよと。あなた、あっち入れてちょうだいとかね。じゃ、諦めちゃったとか、そういうような現実があるのではないかと思いますけれども、ゼロ歳児の保育に対して今、蟹江町では満足なのか、まだ問題点がどこにあるかの現状をどう捉えておるのか、資料的にまず1点。

それから、2つ目にはですね、時間の問題であります。

私が言いますように、始発から終電車まで、または深夜でも、本当に必要とした母親が子育てで、仕事は皆さん違うわけですね、働いとる人、みんな状況が違うわけです。昼、朝、例えば8時から5時まで働く人はいいわけでありましてけれども、そうでなくて、朝6時には現場へ行って働かにならん。じゃ、子供をどうしたらいいのかな。子供を安心して預ければ働くことはできるけれども、預けることができないから、職場をやめちゃうとかね、そ

ういう問題、たくさんあるわけです。それらについては、現状はどうなのでしょう。

いろいろ要求はありました。その担当、受付の人たちはご相談に乗られると思いますけれども、その十分なお答えをしてあげられたのかどうなのか。いや、これはこういう制度があればよかったなと思われたのかどうなのか。これは庁内で、この法律ができると同時に地域でやらなければなりませんので、担当者は全員がしっかりと現状を掌握しとるかどうかが。問題はどこにあるのか、そういう勉強会をやっておるかどうなのか。あるとするならば、現状認識と現状の問題点について、わかりやすく資料的に出せれないだろうか、これが第2点であります。

3つ目にはですね、これからも方法としていろいろありますけれども、特に新しい方法として出されておりますことは、きょうも資料出ておりますが、これからの問題として、今、公立の保育所と、それから私立の保育園が1園ありますが、それから私立の幼稚園は私立でございましてけれども、私立の保育園、または町の公営の保育園、または幼稚園等をひっくるめたときに、これから言われております家庭的な保育、事業所内の保育、小規模保育、居宅訪問型保育という新しい名前が出てくるわけですね。保育所でも保育所があって、地域型保育とか名前いろいろ出てくるわけでありましてけれども、それらについてですね、では今の現状で、民間の方が家庭的な保育所をつくりたいよと。いろんな規制や基準はあるわけがございますけれども、こういう条例ができたことによって可能なのかどうなのか。

結構、事業所内というのはもう今、あるわけで、結構やっところがあります。病院の中でもつくろうということもありますよね。いろいろと事業所関係では積極的に、これからやろうということをやっていると思いますが、新しい言葉として、小規模の保育だとか、居宅訪問型の保育、これは新しいことなんですね。そういう問題も今、出てきておりますけれども、実際、それが民間の方の中でやってくれそうな可能性があるんだろうかな。あ、ここならこれは今までも相談があったから、この条例ができることによって、あ、やれるんじゃないか。

例えば、個人的にも無認可保育というのは結構あるわけですね。無認可だと言われておった基準を緩和をして、それをできる限り、無認可ではないけれども、大きな目で見ればどうでしょうか。例えば夜もあるんですね、夜働いておる人たちからも言われていることは、子供を預けて働かにはならない職場の方がみえる。それは個人的にお預けをして個人的に対処しておられるわけですが、それが公で認められて、そういう夜間保育とか小規模保育だとか、そういうことが可能になるけれども、今までの相談を受けておる中で、担当者としては、あ、これはここで言われていることがそうだな、これを言ってあげることによって可能性があるなというような、今までの相談の事案があったのかどうか。あったときには、どう今までは答えていたのかどうか。したがって、これからは、この条例ができることによって、その人に早速、こういう方法ならどうでしょうかという相談だとか指導ができるのか

どうなのか。

その点について大事なことでございますので、担当者を中心にして庁内で大胆にきちっと取り組んでおかないと、4月からの条例で、そのときにわけもわからなんだって、蟹江町はえらいおくれておるなどと言われることではなりませんので、ぜひ委員会のときにわかりやすく、現状をどこまで把握しておるか、掌握しておるか。そして、これからはこの問題について、これはよかったなど。この条例ができることによって、早速これとこれとこれはやれるのではないかというようなことが研究の課題であり、研究した成果があったらつけ加えて、その条例の改正のときに資料としてわかりやすくお出しただければありがたい。

きょうここへ出ております資料はきちんと読みやすくできております。これはよかったと思います。

それから、各新聞社も子育て支援がどう変わるかという、「暮らしアンドライフスタイル」だとか、「こども園認定返上の動き」だとかですね、「子育て支援選び一目で」とか、いろいろな子の預け方が違うとか、いろんなことがもう新聞にあちらこちらで出ておる資料があるわけです。

それらもひっくるめて、蟹江町はこの町村に比べても、本当に子育てしやすい町だよと、そういう体制もこうできたんだよということを胸を張って言えるようにすべきだと思っていますので、私は全くもう素人でございますので、子育て時代も終わりましたし、正直わかりません。わかりませんが、これほど子育ての問題に悩まれたり、職場の問題で悩まれたりしているお母さん方のその立場や気持ちになって、安心して子供が産める、安心して子供を育てられると、これが一番大事なことだというふうに思っておりますので、ぜひ勉強した考え方の成果を今度の委員会に資料としてお出しただけですよう、要望としておきますので、ぜひお願いを申し上げますが、よろしゅうございましょうか。

○民生部長 佐藤一夫君

どこまで整理できるかわかりませんが、できる限りのものを委員会までに用意させていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長 吉田正昭君

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第47号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第47号は総務民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 吉田正昭君



日程第8 議案第48号「蟹江町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 佐藤一夫君

提案説明した。

○議長 吉田正昭君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

○9番 菊地 久君

まず、放課後というか学童保育、我々は今、学童保育というわけでございますけれども、その前は鍵っ子とっていたんですね。共働きでお母さんもみんな出ていって、家に帰っても入れないもんですから、その子供さんが鍵を持って学校へ行かされて、学校が終わって家へ帰ってきて鍵をあける、そんなことはいかんよということで学童保育という形が生まれて、それが今日に来ておるわけでありまして、蟹江町でもできたわけですが、問題はこれの法律の改正によって、どうのこうのでもなしに放課後の児童を学校でいえば生徒なんですよね。学校で1年生に上がって6年までは学校の生徒さん。学校は、授業が終わって時間が決められれば、もう学校関係ないよと、はよ帰って、それ以降は学校は責任ないで帰した。今回のこの改正は、従来と同じように設備は学校の設備を利用して、担当は保育の関係で従来の学童保育と同じような形でおやりになるわけですね。

そこで、現状でありますけれども、どちらが掌握されているかわかりませんが、今、本当に必要だと、必要であってもなかなか充足されていない、そういう実態ですね。実態はどうなんでしょうかね。今後、こういう形で学校の教室を使うまでにいろいろと学校の先生やら、協力いただかなければいけないと思いますけれども、実際来年の4月からどのぐらいの児童が決められた学校が休業日だと8時間は学校の教室使ってやりましょうよ。それで、今、学校が終わった後の授業があるときは最低3時間は面倒見ましょうねということになっておると思うんですけれども、それらの打ち合わせをですね、学校の管理者は学校教育の先生と違うんですね。そこをどういう形で両者がきちんと話をしながら、放課後の児童預かってもらって、そこでやれるのかどうかと。

中身はこれからいろいろと検討されると思いますけれども、1年生から6年生まで、年齢制限で3年生までということではなしに、必要と思われる人は全員なんですよね。だから、1年から6年生まで求められたら、それを受け入れて、そして中身については、これからどうされるかわかりませんよ。補習授業を教えたり、ドッジボールをやるだとか、かけっこをやるだとか、話し合いやるだとか、それは中身のことはよくわかりませんが、現状からいって、まずは満足なのかどうか、現状はどうなのか。今、学童保育で面倒見てもらいたいという要望や希望者の数は一体どのぐらいなのか、それぜひ出してください。

それから、あわせてもう法律はこういう国で決まるとる以上は、学校の関係も勉強されておると思うんです。学校の教育委員会が勉強してねえかも、だから両者がいつの時点で施設を利用するにはどうしたらいいのか、改造しなければならないのかどうか。こういうことも重要な案件だと思いますけれども、今は提案でございますが、提案と同時に学校と民生とがお話をするのか。もう既にそういう対策会議みたいなものができて、研究会が始まっているのかどうか。その現状、役場の中での現状についてはどこまで進んでおるのかをぜひ今回の委員会までに言っていただきたい。これは私の質問となりますので、資料をそろえておいてください。

○民生部長 佐藤一夫君

できる限りの資料を用意させていただきたいと思います。

○議長 吉田正昭君

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第48号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第48号は総務民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

ここで暫時休憩といたします。

10時50分から再開したいと思います。よろしく願いいたします。

(午前10時35分)

○議長 吉田正昭君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時51分)

○議長 吉田正昭君

日程第9 議案第49号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○教育部次長兼教育課長 川合 保君

提案説明した。

○議長 吉田正昭君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第49号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第49号は総務民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 吉田正昭君

日程第10 議案第50号「蟹江町母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 佐藤一夫君

提案説明した。

○議長 吉田正昭君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第50号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第50号は総務民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 吉田正昭君

日程第11 議案第51号「蟹江町障害者医療費支給条例等の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 佐藤一夫君

提案説明した。

○議長 吉田正昭君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第51号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務

民生常任委員会に付託いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第51号は総務民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 吉田正昭君

日程第12 議案第52号「字の区域の設定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○政策推進室長 服部康彦君

提案説明した。

○議長 吉田正昭君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第52号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第52号は総務民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 吉田正昭君

日程第13 議案第53号「平成26年度蟹江町一般会計補正予算(第2号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 加藤恒弘君

提案説明した。

○副町長 河瀬広幸君

補足説明した。

○議長 吉田正昭君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

○7番 中村英子君

7番 中村です。

ただいまの説明の中で、15ページの近鉄蟹江駅のバリアフリー化整備事業ということで、負担金として1,700万円というふうになってきていますが、今、総務部長が説明した工事の内容をお聞きしますと、ほとんどその近鉄さんが改修するというのか、直すのかなという

ような印象なものですから、この事業というのは、近鉄がやるべきであって、町が負担するという理由について少しよくわかりませんので、その辺の経過の説明をお願いしたいと思います。

近鉄は、バリアフリー化というより、むしろ高架にしたほうがいいとか、いろいろ先々の希望等あるわけですが、平面になっておりますので、その必要性についてお伺いしたいと思います。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 志治正弘君

それでは、お答えさせていただきます。

ご存じのように、近鉄蟹江駅は、基本的にはバリアフリー対策が施された駅という位置づけになっております。当然のことながら、身障者である車椅子の方々も駅を利用するわけですが、実は国のバリアフリー基本法が変わりまして、乗降客が1日1万人オーバーなんです。これは近鉄蟹江駅が約1万5,000人ございますので、そうした駅につきましては、転落防止対策として、主に視覚障害者、聴覚障害者の方に重きを置いた対策でございますが――を施さなければいけないというふうの方針が定められております。

今回、先ほどの部長のほうからも説明がございましたように、基本的なバリアフリー対策につきましては、国と鉄道事業者と自治体が三位一体対策として行うものでございます。具体的に、この対策内容につきましては部長も申し上げましたとおりでございますが、今回も富吉が、富吉の例をとって恐縮なんですけれども、あそこもバリアフリー対策としてエレベーター設置がされました。そのときに、富吉駅も今回、この近鉄蟹江駅で整備をしようと計画しておりますチャイムですね、誘導チャイム、それから内方線の設置、それから電光掲示板の設置等が既に対策をされておまして、今回、蟹江駅でも一応バリアフリー対策として、先ほど言いました視覚障害者対策、聴覚障害者対策として、バリアフリー対策としてこの対策を施すというような中で、もう1点、ちょっと対策の中に、実は下り線のホームが蟹江駅たるんでおまして、真ん中辺がたるんでおまして、そのたるみ解消の工事も今回のバリアフリー対策の工事として行います。基本的に今回行う整備工事はあくまでもバリアフリー対策の位置づけで、国と自治体と鉄道事業者が三位一体となって事業展開するものでございます。

○7番 中村英子君

私のお聞きしたことは、今言われたようなことは、鉄道業者が改善する義務がある範囲のことではないかなというふうに思って、何で蟹江町がこれを負担するんだろうかという、その理由がよくわからないということで質問したんですけれども、鉄道業者は、あると思うんですよね、転落を防止しなければいけないんだとか、いろいろなことは、どこどこを、こう改善しなければいけないというのは、鉄道業者が行うべきことではないかなというふうに思って、そこに何で町が負担するんだという疑問があったので、それをお聞きしていますので、

その辺は、わざわざ町が負担しなくても鉄道業者がやるべきではないのか、それとも町に依頼があって出してくれと言われたのか、どうしてこの負担をするのかというところをお伺いしたいと思います。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 志治正弘君

先ほども若干の説明の中でも触れましたけれども、バリアフリー対策の事業としては、このバリアフリー法の趣旨にのっとり、国と自治体と鉄道事業者がそれぞれ費用負担をすることによって事業をやるんだと。だから、議員おっしゃるように、近鉄蟹江駅構内の整備をするんだから、全くこれ鉄道事業者だけの事業ではないのというようなお考えだと思うんですけども、これがバリアフリーの対策事業というふうになりますと、このバリアフリー基本的に基づいて、国もこれ事業費の3分の1を負担します。町もその3分の1を負担して、近鉄事業者もその3分の1を負担するということになりますけれども、これでちょっと答弁にかえさせていただきます。

○7番 中村英子君

ちょっと疑問は、では、事業の採択の仕方として、別にバリアフリー法でやるということを採用せずに、近鉄は近鉄の事業としてやるというふうに採択すれば町は負担しなくてもいいのではないかな、そうではなくて、必ず事業の採択なんですけれども、では、この近鉄はそういう採択をすれば町が負担してくださると、違う採択でやれば町の負担なしに近鉄がやるのか、どうもその辺がちょっと私よくわからないものですから、必ずしもこれをバリアフリー法で採択して町にも負担をしてもらおうというやり方ではなくて、近鉄は近鉄独自の違う事業名で採択すれば町は負担しなくてもいいのかというようなどころなんですけれども、それは近鉄に協力しないとか、そういう意味ではないですよ。いずれ町民のためにはなるんですけれども、ちょっとその辺が、近鉄がそういった自分独自の事業として採択すれば、町は別に負担しなくていいのではないか。ちょっと金額大きいですよ、5,000万近くかかるわけですから。その採択ですよ、採択について、どういうことなんでしょうか。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 志治正弘君

先ほどもお答えさせていただきましたとおり、今回はバリアフリー基本法の改正に伴うものでございますが、これ、さっきも言いましたように、国と鉄道事業者と地方自治体ですので、国も補助を出すわけですね。当然のことながら、これも国の採択を受けないと補助おりませんので、イコール町も同じことが言えるんですけれども、近鉄事業者としては、今回のバリアフリー基本法の改正に基づいて、これ平成32年までですけれども、平成32年度までにごうした転落防止対策を講じなければいけない。それに伴いまして、近鉄蟹江駅がごうした転落防止対策が不十分なものですから、近鉄として、このバリアフリー対策を行いたいということで、国と町のほうに事前にごういった相談、ご要望がございました。そんな中で、国もごうですし、町もごうですけれども、その内容について精査して、国もこれ平成25年度、

昨年度ですけれども、26年度事業として採択をします。今回町としましては事業スケジュールからして、この冬期に、冬の時期に事業を行うということで、当初予算ではなくて、今回9月の補正ということで上げさせてもらったんですけれども、基本的にはもう国の採択も得ている事業でございます。

○9番 菊地 久君

9番 菊地です。

今の中村議員の質問と答弁であります。まず第1に、これは国の法律によって鉄道の促進だと、整備事業ではなしに、あくまでもバリアフリー化の事業が国の事業として許可を受けたときには、事業主体は鉄道会社である近鉄が申請を起し、そして総事業費が、5,000万円という総事業費を国に出したら許可がおりた。そうすると、国が一定の負担金補助金を出すと。それとあわせて、地方自治体も同じく負担金を出すと。そのシステムはそういうシステムですよ。

そこで、その事業化に向けての計画立案は、どこがしたんですか。事業主体である近鉄だけがやったものか、地元の町と一緒に企画をされたのかどうか、そして、出された以上は、申請出す一定の地域、図面、中身というものは必ず書いてあるわけですよ。どこをどうしますよ、どうしますよ。今、口頭説明がありますけれども、事業の認可を受けたときの図面、どういうものですよ、内容、書いたものをぜひお出しをしてください。これを、負担金は、事業が決まった以上、地方自治体負担というふうに入っている以上は、あれは出さざるを得ないと思いますが、その前段がやっぱり大事なんですよ。どこでどうなって、こういう形で近鉄さんが向こうへ出して、国の許可を得たと。それで町も一緒になって名前書いてあるものですから、地元自治体です。中身がさっぱりわからんようなことで、負担金が来たから出せばいいよというものではないんですよ。1,700万円の負担金というのはどれだけの事業をやって、町民にとってどうメリットがあるんですかと、障害者の皆さん方についてどうなのか。名鉄さんや何か、例えばホームのところを全部落ちないようにやろうではないと、そういう事業は一体どういう事業なのかなとか、それから障害者、足の悪い方々が歩いていくときに、つまづかないようにどうしたらいいかとか、舗装ですね、青線、赤線なんか全部舗装だとか、そういうようなことなどをおやりになるわけですが、その事業主体は名鉄さんであって、認可受けると国と名古屋市ということになるかと思いますが、それと同じように、ちょっとこれでは理解に苦しむわけですね。町はどこをどうしていいの、運賃としてやっておる近鉄さんらも銭もうけてやっておる、お客を大事にして当たり前やないのと、私は常に言いますが、近鉄に乗る人は、お客は、利用者はお客なんですよ。ただでやっておるわけでないの、にもかかわらず、例えば近鉄さんが自転車置き場のときにも言いました。お客さんでしょうと。自転車に乗ってくるお客さんなもので、では、そのときに駐輪場を整備するんだったら、近鉄は出せばいいのでしょうか。違うですよ、出さなかった。そ

の整備の仮の土地を借りたら、全部とってこいと言ったわね。そういうことなの。

鉄道をやっておるほうは物すごい強いよ、強気なんですね。お客はお客だと、でもということでしょう。それほど鉄道事業法が国から保護されておると言いませんが、公共交通機関でございますので、その法律に基づいて、それだけのことになっておると思いますが、ちょっとそういう意味で、今の説明だけを聞いておると、何かおかしいなというふうに思われたものですから、事業主体は近鉄であるけれども、事業の中身については、町も中へ入って、皆さんのよくなるように意見を申し上げて、この事業ができました、国が認可しました、それに基づいて負担金補助及び交付金と、この使い方、ちょっと私——の中の、これはあくまでも負担金だけれども、補助金でなく、交付金でなくて負担金ということだね、負担金としての1,700万円、それと率が上がるんです。これはもう少しわかりやすく言ってもらいたいのが第1。

それから、次に、蟹高の問題でありますけれども、今回、ここへ3,900万円の全部入れますと、四千百何万円ですが、工事費で3,986万9,000円上がっていますが、これは当初予算のときに事業計画があつて、金額を予算組みましたね。組んで、それで6月のときに入札かけたけれども、落ちなく二度目をやったときの設計変更やつておるわけ、したがって、今回のこの予算をつけることによって、当初の計画、設計図も何も我々見ていないのでわかりませんが、当初予算のときの計画立てた整備事業など全てが、工事内容全てが含まれて、今回のこの補正予算を組んだ後、業者の入札をかけて工事が終わったら、それは最初の当初予算のときの計画を立案したものが全て網羅されて終わったと、こういう理解でいいものなのか。その後、これ終わってしまった後、また12月ごろになったら、これもあつた、あれもあつたと言って、どんどんと予算がふえていくようなことはないでしょうねと、その辺について、ここで確認をしておきたいと思います。

また、前に言われた希望の丘のことも言っておったんですが、希望の丘の埋め立てなんか整備なのかというのは、入っておるものなのか、3月まで終わった後、4月からおいおいと希望の丘は防災という形の中で4階の屋上を防災であり、そして、5メートルの山をつくって、そこでも防災だったというような捉え方を最近したわけですが、それも全部ひっくるめてよろしいかどうかをお願いします。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 志治正弘君

さっきの近鉄の関係の質問からちょっとお答えさせていただきます。

まず、今回のバリアフリー対策の事業の内容でございますけれども、これは基本的には鉄道事業者が主体で決められたもので、それに基づきまして国の採択を得ております。今、資料提供というふうに取り扱わせてよろしいかと思うんですけれども、この近鉄側から当初に、今回の蟹江駅のバリアフリー対策について、一応事業計画図みたいな載ったのはいただいておるので、そのものでよろしければ、内容を絵に描いたものがございますので、それ



はお出しすることは可能だと思っています。

○副町長 河瀬広幸君

今、菊地議員のお言葉であります、もちろん今回の9月補正、この補正予算をお決めいただければ最終整備等考えております。それで、日ごろから、今現在、搬入路のほうを蟹江保育所の土やら、これから県の土も今運びかけておりますので、それも整備をいたす予定でおります。今のところ、現場へ入りまして、先ほど言いました側溝等を含めた支障物件についてはクリアしておりますので、これ以降、突発的なものがない限りは、この予算で3月までの段階できちんと整備工事をやりたいというように思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○5番 山田新太郎君

当初の計画で、芝生を張るということになっておったんでけれども、だから、4月から供用開始で、今、副町長のほうからご説明があったんですが、ということは、この中に芝生を張るという費用も入っているわけですね。

○副町長 河瀬広幸君

芝生につきましては、これは芝生を植栽した後の養生の関係もございますので、これは費用は入っておりません。

(発言する声あり)

済みません、ちょっと暫時休憩。

○議長 吉田正昭君

暫時休憩いたします。

(午前11時41分)

○議長 吉田正昭君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時41分)

○副町長 河瀬広幸君

予算は入っておりますが、ただ、供用開始する段階では、まだ芝生が生える段階はちょっと時期ずれますので、もう少し全面的なオープンについては、少し時期を捉えて考えたいというふうに考えておりますので、お願いいたします。

○5番 山田新太郎君

今、ちょっと曖昧なので、確認だけさせてください。

芝生をまくのか、植えるのかわかりませんが、それは終わるわけですね、この予算の中で。今、副町長から説明があったように、植えてすぐそこを走り回れんもんで、養生のための期間をいただいて、それで、それが完全に根づいた段階で使用開始するというだけで、植えたり、種をまく話は、それはこの予算の中に入ってしまうんですね。

○副町長 河瀬広幸君

植えることにつきましては、できましたら、これ住民協働といいますか、例えば小学校の子供たちとか、地域の方が全力でこういう、ポット苗的な芝生がありますので、それを植えていただいて、それで養生しつつ芝生が生えれば全面供用開始する、そんなことをスケジュールで考えています。

（「その費用入っておるかだけ言ってもらいたい」の声あり）

当然もとの費用は入っております。

○8番 黒川勝好君

8番 黒川です。

先ほどの近鉄のバリアフリーの関係ですけれども、今、志治さん言われた、近鉄からそれなりの図面をいただいてという話でしたけれども、そのときに蟹江町としてはどういう態度で事はきょう進めて、だから、結局あれでないですか、蟹江町としては必要ない、必要ないというか、やらずによければ返事しなくてもいいわけでしょう。近鉄さんにやらせば、事業者にやらせばいいわけでしょう。これからもそうだと思うけれども、近鉄さんは何でもやりたいと、バリアフリーにかけてきて、勝手に申請とっている、では、蟹江町3分の1出せよなんて、そんな話になってきたら、これはえらいことになってしまうんですよ。だから、今回のこの1,700万円の負担の根拠ですよね、蟹江町はどうしても払わなければいかんという根拠は、きちっとしたものはあるんですか。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 志治正弘君

今回、近鉄側から、このバリアフリー整備事業につきまして御相談いただきまして、今、また、議員のほうには追って資料としてもお渡ししますけれども、計画を見たときに、まず現場のほうを確認させていただきました。現場の状況がどうなっているのか。先ほどもちょっと富吉の駅を例にさせていただいたんですが、富吉はエレベーター設置のバリアフリー対策でやるときに、今回、近鉄蟹江駅でやろうとしていること、例えば、誘導チャイムですね、ピンポンというチャイム、これ目の不自由な方、富吉駅、開札のところ、入り口のところに8秒間隔でピンポン、ピンポンとあります。そうしたことを含めて全部現場を確認させてもらって、ほかにもバリアフリー対策で必要な事業として、例えば身障者多機能トイレだとか、手すりだとか、点字ブロックだとか、いろいろあったんですけれども、必要最小限近鉄蟹江駅に必要なバリアフリー対策として町も確認させていただいた上で今回予算計上をさせていただきました。

以上です。

○議長 吉田正昭君

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第53号は継続にしたいと思っております。これにご異議あり

ませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第53号は継続とされました。

○議長 吉田正昭君

日程第14 議案第54号「平成26年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 佐藤一夫君

提案説明した。

○議長 吉田正昭君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第54号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第54号は精読とされました。

○議長 吉田正昭君

日程第15 議案第55号「平成26年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 佐藤一夫君

提案説明した。

○議長 吉田正昭君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第55号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第55号は精読とされました。

○議長 吉田正昭君

日程第16 議案第56号「平成26年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○上下水道部次長兼下水道課長 加藤和己君

提案説明した。

○議長 吉田正昭君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第56号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第56号は精読とされました。

○議長 吉田正昭君

日程第17 議案第57号「平成26年度蟹江町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○上下水道部次長兼下水道課長 加藤和己君

提案説明した。

○議長 吉田正昭君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第57号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第57号は精読とされました。

○議長 吉田正昭君

日程第18 議案第58号「平成26年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 佐藤一夫君

提案説明した。

○議長 吉田正昭君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第58号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第58号は精読とされました。

○議長 吉田正昭君

暫時休憩といたします。

午後1時から再開いたします。

(午後 0時03分)

○議長 吉田正昭君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時00分)

○議長 吉田正昭君

日程第19 認定第1号「平成25年度蟹江町一般会計歳入歳出決算認定について」ないし日程第26 認定第8号「平成25年度蟹江町水道事業会計利益の処分及び決算認定について」を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○会計管理者兼会計管理室長 山本章人君

提案説明した。

○上下水道部次長兼下水道課長 加藤和己君

提案説明した。

○議長 吉田正昭君

ここで、平野代表監査委員より審査意見を求めます。平野代表監査委員、ご登壇ください。

(代表監査委員登壇)

○代表監査委員 平野正雄君

蟹江町代表監査委員の平野正雄でございます。日ごろは議員の先生方、町の職員の方々にいろいろお世話になっております。この場をお借りしまして御礼を申し上げます。

監査委員として、この1年、蟹江町の監査を誠実に、公正に行ってまいりました。今後とも蟹江町のため、町民の皆様のために全力をもって務めてまいりますので、ご指導のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、お手元の資料のうち、平成25年度蟹江町決算審査意見書をお願いいたします。

なお、この意見書の数値は、2ページ目次下の注にございますように、切り捨てを基本に記載されておりますので、決算と各関係書類は合致しない部分があることをご承知おきください。

それでは、決算書の3ページをお願いいたします。

平成25年度蟹江町一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見

## 第1 審査の対象

- 1 平成25年度蟹江町一般会計歳入歳出決算
- 2 平成25年度蟹江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
- 3 平成25年度蟹江町土地取得特別会計歳入歳出決算
- 4 平成25年度蟹江町介護保険管理特別会計歳入歳出決算
- 5 平成25年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計歳入歳出決算
- 6 平成25年度蟹江町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算
- 7 平成25年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算
- 8 平成25年度蟹江町土地開発基金運用状況

## 第2 審査の時間

平成26年7月3日から平成26年7月17日まで

## 第3 審査の方法

審査に付された各会計の歳入歳出決算書及び附属書類並びに関係帳簿等を調査し、出納検査等を活用して、計数の正否及び予算の執行状況等について審査した。

なお、内容の審査に当たっては、必要に応じ所属職員の説明を求め審査の参考にした。

## 第4 審査の結果

審査に付された各会計歳入歳出決算等は、いずれも関係法令に準拠して調整されており、その計数は正確であり、予算の執行及び財産運営もおおむね適正に行われているものと認められる。

また、基金運用状況は、計数は正確であり、設置の目的に従って適正に運用管理されているものと認められた。

4ページに移ります。

## 第5 審査の概要

### 1 総括

各会計間における一般会計及び特別会計予算総額は、171億4,853万8,000円（前年度比4.3%増）となり、これに対し決算額は、歳入総額173億8,029万5,000円、歳出総額163億9,843万4,000円、歳入歳出差引額9億8,186万1,000円、翌年度繰越財源充当額7,731万5,000円、実質収支額9億454万6,000円である。

一般会計につきましては、下のほうにあります。

### 2 一般会計

歳入歳出決算額は、歳入総額96億4,651万6,000円（予算額に対する収入率101.5%）、歳出総額91億5,830万2,000円（予算額に対する執行率96.3%）、歳入歳出差引額4億8,821万

4,000円、翌年度繰越財源充当額7,731万5,000円、実質収支額4億1,089万9,000円である。歳入歳出決算状況は以下のとおりとなっておりますので、お目通しください。

特別会計につきましては、16ページでございます。

### 3 特別会計

特別会計は、国民健康保険事業特別会計を始め6会計である。これら特別会計における歳入歳出決算額は、予算現額76億4,516万1,000円、歳入総額77億3,377万8,000円、歳出総額72億4,013万1,000円、歳入歳出差引額4億9,364万7,000円、翌年度繰越財源充当額ゼロ円、実質収支額4億9,364万7,000円である。各事業会計別の決算状況は次のとおりでございますので、お目通しをお願いいたします。

次に、むすびといたしまして、23ページをお願いいたします。

#### むすび

平成25年度蟹江町一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに基金運用状況を表する書類について審査した結果、事務事業等はいずれも関係法令及び議会の議決の趣旨に沿い、おおむね適正に執行されており、その内容は適正であると認められる。

平成25年度一般会計と特別会計の決算総額は、歳入173億8,029万5,000円、歳出163億9,843万4,000円で、前年度に比べ、歳入が8億7,227万2,000円(5.2%)、歳出が6億6,310万7,000円(4.2%)それぞれ増加している。

また、歳入歳出差引額は9億8,186万1,000円となり、そのうち、行政の基盤をなす一般会計の実質収支額は4億1,089万8,000円の黒字であります。

財政状況を示す指標を見ると、財政力指数は0.8で、前年度と同様となり、経常収支比率85.9%、公債費比率4.7%など、健全財政を堅持しているものと認められる。

歳入については、主要な財源である町税等の収入未済額は別表22ページのとおりである。町税の収入未済額は2億2,551万2,000円(徴収率95.3%)で、前年度に比べて1億106万9,000円の減少、国民健康保険税は3億1,859万9,000円(徴収率73.4%)で、前年度に比べて1億2,031万6,000円減少している。

これは平成23年度より愛知県西尾張地方税滞納整理機構に派遣した職員が3名となり、悪質な滞納者については、より専門的な滞納徴収が行われ、また、滞納になる前、電話催告を行ったことが未納額の減少の要因であると思われる。本年度から3年間、職員派遣を延長することとなり、機構で学んだノウハウを他の職員にもフィードバックし、今後の税の公平性を保つため、踏み込んだ滞納対策を実施されることを望むものである。

歳出については、効率的な財政運営に努められているが、各施設の老朽化がかなり進んでおり、建物・空調関係の修繕が多くなってきている。今後も修繕料が増大すると思われるので、耐用年数等を考慮の上、計画的に施設改修を行うことが望ましい。

職員管理については、昨年と比べ良好な環境が整っていると考えられるが、休暇等の取得

は所属長が業務内容を把握し、管理・指導により適切に取得できるよう望むものである。

また、昨年度より管理職の退職者が急増しており、今後の行政運営に支障がないよう、適正で計画的な人事配置、人事管理が必要であると思われる。

最後に、アベノミクス政策により、景気が上向き傾向にあると言われているが、消費税率の引き上げ等の影響で景気の先行きが見通せない状況が続いている。今後の行政運営に当たり、合理的でよりよい行政サービスに努められることを切望するものであります。

続きまして、平成25年度の蟹江町水道事業の審査結果を申し上げます。

26ページをお願いいたします。

平成25年度蟹江町水道事業決算審査意見

#### 第1 審査の期日

平成26年6月27日

#### 第2 審査のために提出された関係書類

##### 1 決算書類

決算報告書、損益計算書、剰余金計算書、剰余金処分計算書（案）、貸借対照表

##### 2 附属明細書

収益的収入及び支出明細書、資本的収入及び支出明細書、資本的収支と補填財源明細書、企業債明細書、固定資産明細書

##### 3 決算附属書類

事業報告書

#### 第3 審査の方法

審査に当たっては、決算関係書類が地方公営企業法等関係法令に準拠して作成されているかを審査するとともに、事業経営が公共の福祉及び企業の経済性の基本原則に沿って運営されているか着目し審査した。

また、決算関係書類と関係諸帳簿等及び証書類を照合するとともに、関係職員に説明を求め審査した。

#### 第4 審査の結果

審査に付された決算書類及び附属明細書並びに決算附属書類は、関係法令に準拠して作成されており、その計数は正確である。

また、経営成績及び財政状況についても適正に表示しているものと認められた。

以下、27ページから35ページまではお目通しのほうをよろしくお願いいたします。

むすびとしまして、36ページをお願いいたします。

むすび

以上、平成25年度の水道事業会計決算について審査の概要を述べてきたが、建設改良事業では、配水管布設工事及び幹線配水管の耐震化並びに老朽管施設工事が施工され、安全な水



道水の安定供給が図られている。

経営成績については、収益的収支では、水道事業収益 6 億9,750万4,000円で、昨年度に比べ30万9,000円（0.6%）の増収に対し、水道事業費用 6 億5,820万9,000円で、前年度と比べると3,473万7,000円（5.5%）の増となり、経常収支としては3,929万5,000円（税込）純利益となった。

なお、水道料金は 6 億8,942万8,000円で、前年度と比べると12万3,000円（0.6%）の減収となった。

次に、資本的収支では7,474万3,000円の不足となり、不足額を前年度資本的収支不足額 1 億2,467万円と比べると、4,992万7,000円（40%）減少している。この不足額は、過年度分損益勘定留保資金7,282万3,000円、当年度分損益勘定留保資金74万円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額117万8,000円をもって補填されている。

有収率については95.8%で、前年度と同率となっている。これは漏水調査、計画的な老朽管の布設替えを行った結果である。

次に、水道料金の収納率は96.8%で、前年度より0.2%増収となったが、引き続き公平性を確保するためにも、未納者には極めて細やかな対策やコンビニ収納、電話催告など、未納者をふやさないよう早期の収納に努められ、さらなる収納率の向上に最善を尽くされたい。

最後に、事業の効率的運営と経費節減など、企業努力による経営の安定化をより一層図り、町民の期待に応えられるよう望むものである。

以上で水道事業の決算審査の意見といたします。

続きまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条及び22条の規定に基づき、審査に付された平成25年度財政健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、次のとおりとなりました。

39ページをお願いいたします。

平成25年度蟹江町財政健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

## 第1 審査の対象

### 1 健全化判断比率

- (1) 平成25年度実質赤字比率
- (2) 平成25年度連結実質赤字比率
- (3) 平成25年度実質公債費比率
- (4) 平成25年度将来負担比率

### 2 資金不足比率

- (1) 平成25年度蟹江町公共下水道事業特別会計資金不足比率
- (2) 平成25年度蟹江町水道事業資金不足比率

## 第2 審査の期日

平成26年 7月25日

### 第3 審査の方法

審査に当たっては、町長から提出された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づいて作成されているかを確認し、かつこれらの書類が平成25年度の財政状況を適正に表示しているか否かを検証するため、提出された資料と符号するとともに、あわせて関係職員からの説明を聴取した上で審査を実施した。

### 第4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令に準拠して作成され、かつその計数は正確であり、財政状況及び経営状況を適正に表示していると認めた。

40ページに移ります。

#### 財政健全化審査意見

##### 1 健全化判断比率

(1) 実質赤字比率（一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率）

25年度の基準は、早期健全化基準14.1%、財政再生基準は20%であります。

蟹江町でございますが、下のほうにあります、エの判断、一般会計等の実質収支額は4億1,126万1,000円の黒字でありますので、イの指標のとおり、実質赤字比率は計上されません。

(2) 連結実質赤字比率（全会計を対象とした実質赤字または資金の不足額）の標準財政規模に対する比率

25年度の基準は、早期健全化基準19.1%、財政再生基準30%。

蟹江町でございますが、エの判断、連結実質赤字額は17億8,057万5,000円の黒字でありますので、イの指標のとおり、連結実質赤字比率は計上されません。

(3) 実質公債費比率（一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率）

25年の基準は、早期健全化基準25%、財政再生基準は35%であります。

次のページをお願いいたします。

蟹江町でございますが、エの判断、実質公債費比率は6.3%で、イの早期健全化基準の25%を下回っており、健全な状況にあります。

(4) 将来負担比率（一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率）

25年の基準は、早期健全化基準は350%であります。

蟹江町でございますが、エの判断、将来負担比率はイの指標のとおり27.1%で、早期健全化基準の350%を大幅に下回っており、健全な状況にあります。

## 2 意見

本町の一般会計等における財政健全化判断比率は前記のとおりで、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率のいずれの項目においても、早期健全化基準に触れることなく良好な状況にあると認めた。

続きまして、43ページの経営健全化審査意見

### 1 資金不足比率（公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率）

25年度の基準は、経営健全化基準20%であります。

下のほうの（4）の判断でございます。

蟹江町でございますが、本町における地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条に該当する公営企業は前記のとおりであり、これらの事業会計における資金不足額はないので、資金不足比率は、（2）の指標のとおり、公共下水、水道事業ともに、いずれも計上されないこととなります。

## 2 意見

本町の公営企業における経営の現況は、いずれの会計においても流動資産が流動負債を上回っており、良好な状況にあると認めました。

以上をもちまして、各項目の審査意見の説明を終わります。長時間ありがとうございました。

（代表監査委員降壇）

### ○議長 吉田正昭君

どうもありがとうございました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております認定第1号ないし認定第8号は、来る9月19日、22日の両日にかけて審査をお願いすることにし、一括精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、認定第1号ないし認定第8号は、来る9月19日、22日の両日に審査することに決定されました。

ここで、平野代表監査委員から退席の申し出がありましたので、これを許可いたします。

（代表監査委員退席）

### ○議長 吉田正昭君

お諮りいたします。

精読になっておりました同意第3号「蟹江町教育委員会委員の任命について」を日程に追加し、議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、同意第3号を日程を追加し、議題とすることに決定いたしました。

○議長 吉田正昭君

追加日程第27 同意第3号「蟹江町教育委員会委員の任命について」を議題といたします。  
ここで、石垣教育長の除斥を求めます。

(教育長除斥)

本案は精読となっておりましたので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより同意第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

同意第3号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、同意第3号は原案のとおり同意されました。

石垣教育長の除斥を解きます。

(教育長入場)

ここで石垣教育長より、挨拶の申し出がありましたので、許可いたします。

○教育長 石垣武雄君

議長のお許しをいただきましたので、一言ご挨拶を申し上げます。

ただいまは教育委員の任命、ご同意いただきましてありがとうございます。もとより微力ではありますが、一生懸命職責を果たしていきたいと思っております。議員の皆様におかれましては、今後ともご指導、ご支援いただきますようお願いを申し上げます。簡単ではありますが、挨拶とさせていただきます。

○議長 吉田正昭君

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

(午後 2時04分)